

令和7年第1回大洗町議会臨時会

議 事 日 程 （第1号）

令和7年5月26日（月曜日） 午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第40号 大洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて

議案第41号 大洗町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて

議案第42号 大洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて

日程第 4 議案第43号 坊主山古墳東側急傾斜地崩壊対策工事請負契約の締結について

議案第44号 大洗町民会館舞台吊物機構設備改修工事請負契約の締結について

日程第 5 報告第 2号 令和6年度大洗町水道事業会計予算繰越計算書について

報告第 3号 令和6年度大洗町下水道事業会計予算繰越計算書について

報告第 4号 令和6年度大洗町下水道事業会計予算事故繰越し繰越計算書について

報告第 5号 令和6年度大洗町土地開発公社の決算報告について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１２名）

１番	飯田英樹	議員	２番	石山淳	議員
３番	関根健輔	議員	４番	小野瀬とき子	議員
５番	櫻井重明	議員	６番	伊藤豊	議員
７番	柴田佑美子	議員	８番	小沼正男	議員
９番	今村和章	議員	１０番	勝村勝一	議員
１１番	坂本純治	議員	１２番	菊地昇悦	議員

欠席議員（０名）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	國井豊	副町長	関清一
教育長	長谷川馨	秘書広報課長	小沼敏夫
まちづくり推進課長	海老澤督	上下水道課長	大塚学
生涯学習課長	磯崎宗久	総務課長	清宮和之
税務課長	長谷川満	住民課長	小沼正人

事務局職員出席者

事務局長	高柳成人	議会書記	坂田智明
------	------	------	------

○飯田議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードに設定してくださるようお願いいたします。

カメラ撮影、野次、拍手につきましては禁止となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

議場内では、職員が広報・記録用として会場内の写真撮影をしておりますので、ご理解とご協力のほど宜しくお願いいたします。

本日の会議出席者につきましては、タブレットの使用を許可することと併せ、インターネット上でのライブ配信を行いますので、ご了承のほど宜しくお願いいたします。

開議 午前 9時30分

◎開会および開議の宣告

○飯田議長 ただいまの出席議員は12名であります。

これより令和7年第1回大洗町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○飯田議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、3番 関根健輔議員、4番 小野瀬とき子議員を指名いたします。

◎会期の決定

○飯田議長 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日5月26日、1日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎議案第40号ないし議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 日程第3、議案第40号 大洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、議案第41号 大洗町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、議案第42号 大洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第40号から議案第42号の専決処分3件につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第40号 大洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてをご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法の一部改正に伴い、所要の改正について、令和7年3月31日付で専決処分したものであります。

主な改正の内容といたしましては、個人住民税における特定親族特別控除の新設、軽自動車税種別割における二輪車の車両区分の見直し並びに加熱式たばこ税に係る町たばこ税の課税標準の特例であります。

また、固定資産税につきましては、特定マンションに係る特例の見直しとともに、地方税法等の改正に伴う引用条項の整理を行うものであります。

続いて、議案第41号 大洗町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてをご説明いたします。

本案につきましても、地方税法の一部改正に伴い、所要の改正について、令和7年3月31日付で処分したものであります。

改正の内容といたしましては、地方税法等の改正に伴う引用条項の整理を行うものであります。

続きまして、議案第42号 大洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてをご説明申し上げます。

本案につきましても、地方税法の一部改正に伴い、所要の改正について、令和7年3月31日付で専決処分したものであります。

主な改正の内容といたしましては、課税限度額について、基礎課税分を1万円、後期高齢者支援分を2万円、それぞれ引き上げるものであります。

また、低所得者世帯に係る保険税の負担を軽減するため、5割軽減および2割軽減措置の対象となる所得判定基準を引き上げ、対象世帯の範囲を拡大するものであります。

以上、議案第40号から議案第42号の3件につきまして説明を終わりますが、詳細につきましては、お手元の議案書等によりご審議の上、適切な議決を賜りますようお願いいたします。

○飯田議長 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第40号 大洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めること

について質疑を行います。11番 坂本議員。

○11番 坂本純治議員 簡単に結構なんですけど、確認をさせていただきたいと思います。

現行のいわゆるたばこ税のほうについて、ちょっとお尋ねしたいんですけども、現行0.35gで1本という換算になるという、現行で今これがない状況でも同じように多分税金として取られていたんだらうと、たばこ税としてですね、これ地方税なんですけども、ここに関して現行はどうなってる、これを明文化することによって何が定訳、定訳なんだろうかと、しっかりとしたものにするのかどうか、変更があったのかもしれないんですけども、このあたりはどのように理解してよろしいのかお尋ねをしたいのと、0.35g以内でも1本は1本ですと、同じ換算としますと、意味合いじゃないかと思ったんですけども、このあたりはどういう背景でこういう条例になったのか、ちょっと細かいんですけども、ここの部分についてお尋ねをします。

○飯田議長 長谷川税務課長。

○長谷川税務課長 それでは、坂本議員のご質問にお答えいたします。

今般のですね、加熱式たばこ税に係る町たばこ税の課税標準の特例についてのご質問でございます。

現在ですね、いわゆる加熱式たばこが、紙巻きたばこよりも税負担の水準が低くなっているといった現状を踏まえまして今回改正になるものでございます。

こちら、まずですね加熱式たばこの紙巻きたばこへの本数の換算方式が変更になるということで、現行ではですね、そのたばこ含有量のですね重量と、それから価格による換算といったところから紙巻きたばこへの本数に換算をして行っていたところですけども、今後ですね、この改正につきましては令和8年4月1日からということになりますけれども、こちらをその葉たばこ溶液の含有量のみの重量のみで換算する方式に変更になるといったところでございます。

また、議員がおっしゃるようになりますね、その重量についても見直しが行われるということで、これまでは0.4gを1本として換算していたところを0.35gの重量で1本に換算するといった方式になるところでございまして、これによりまして多くの加熱式たばこ1本に対する課税額がですね、紙巻きたばこの1本と同水準になるものというふうに示されてございます。

また、その0.35g以下を1本と換算するのかといったところで、0.35g以下でもですね、紙巻きたばこ1本と同程度に換算をするということになりますので、いわゆる加熱式たばこ1本が紙巻きたばこ1本と同水準とみなされるといった内容になるところでございます。

また、この改正は、令和8年4月1日から施行されるわけですけども、激変緩和の観点から、二段階で実施されるということになっておりまして、お手元にお配りしました資料に、その換算の方式とですね、実施時期等につきまして記載がございますので、ご確認いただければと思います。以上でございます。

○飯田議長 11番 坂本議員。

○11番 坂本純治議員 わかりました。いわゆる0.35ですと通常の紙巻きたばこの約半分なんですよね。そうすると、今まで半分しか課税されてなかったってことで認識でよろしかったんで

すか。紙巻きたばこに関しては。私は、もともとこれに関しては、1本は1本で多分カウントされて、同じように税金というのは課税されているんだろーと思ってはいたんですね。いわゆるなぜかっていうと、販売価格がほとんど同じじゃないですか。ですから、多分そこに来る課税っていうのは一緒だろーと思ってたんです。それが今回は半分ぐらいしかなかったものでも1本は1本で、要するに倍になるというような認識でよろしかったでしょうか。確認もう一度お願いします。

○飯田議長 長谷川税務課長。

○長谷川税務課長 再度のご質問にお答えいたします。

その税金が占める割合といったところでちょっとお話をさせていただきますけれども、いわゆる紙巻きたばこであればですね、例えば580円のたばこであれば、現行357.6円分が、これ消費税含んでおりますけれども、税金といったことになっております。そのうちですね、逆に加熱式たばこにつきましては、これまでの税金でいきますと約220円から270円ということで、紙巻きたばこの税金と比べますと7割程度の今は課税となっているといったところが、今後は同水準になってくるといったところでございます。以上です。

○飯田議長 11番 坂本議員。

○11番 坂本純治議員 ありがとうございます。認識としては、もう初めから僕は全部一緒だろーと思ってましたんで、それが僕が今の認識に普通になると、法律が変わってくるということなんでしょうけども、今まで安かったってことなんですね。そうすると、最終的に大洗町に入ってくる、いわゆるたばこ税の地方税としては、これから何%か上がって、何%ではきかないですよ、もっと上がってくるということですね。了解しました。確認だけで結構です。終わります。

○飯田議長 5番 櫻井議員。

○5番 櫻井重明議員 私は議案第40号についての質問でして、その資料の下のほうの新旧対照表があるところの34条の2以下のところなんですけども、そこに特定親族特別控除額というものが新しいほうに含まれており、そのまず意味っていうか、それが入ることによる影響というものを簡単にご説明いただければと思います。

○飯田議長 長谷川税務課長。

○長谷川税務課長 それでは、櫻井議員のご質問にお答えいたします。

今回の税制改正に伴います特定扶養親族特別控除の創設についてのご質問かと思えます。こちらの改正内容についてご説明させていただきたいと思えますけれども、皆様のお手元のほうにですね資料のほうを配らせていただいておりますけれども、そこに沿って説明させていただきたいと思えます。

こちらは今般のですね物価上昇局面における税負担の調整、それから、就業調整への対応といった観点から改正されるものでございまして、改正の内容といたしましては、所得割の納税者がですね生計を一にする年齢19歳から23歳未満、いわゆる大学生年代の親族に係る特定扶養控除の要件を見直すものでございまして、表のほうをご覧いただきたいと思うんですけれども、こちら、見直し前と見直し後とございますが、まず扶養親族等に係る所得要件が見直されまして、特定扶養控除

として45万円の控除を受けることができる合計所得金額に係る要件が48万円から58万円に引き上げられることになります。そのうえで見直し後のその下のところですけれども、創設とあるところですが、特定親族特別控除、こちらにつきましては親族等の合計所得金額が58万円を超える場合でも、合計所得金額123万円まで45万円から3万円まで段階的に控除が受けられる特定親族特別控除が創設されるといったことをございまして、こちらにつきましてはですね、今般のですね、いわゆる大学生年代の就業調整といったところで貴重な人材がですね、いわゆる働き控え的なものが行われているような状況を踏まえてですね、そちらの年代の方にもさらに働きやすくするものとともにですね、税負担についても調整を図るといった内容の今回の改正の内容でございます。以上でございます。

○飯田議長 ほか。12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 今説明されましたけども、今回の住民税の減税は、物価高騰に対して国民の負担を軽減するという、そういう目的で改定されたという説明がありました。それで、そのなかの一つとして、今、特定親族の扶養控除というのが説明されたわけでありすけども、これ見るとですね、表を見るとですね、160万以上、そして188万まで表に示されておりますが、その差額がおおよそ28万円。しかし、その控除額が最低で3万ということを考えると、42万円の差があるんですね。わずかな収入の金額に比べて、とてつもないほどの控除額の低さが示されているんですよね。これ、どういう理由でこういうふうになったのか伺います。

○飯田議長 長谷川税務課長。

○長谷川税務課長 菊地議員のご質問でございます。控除額につきましてはですね、45万円から3万円ということで、段階的に控除がされるといったところでございますけれども、こちらの理由につきましてはですね、国のほうで示されたものでございまして、町のほうにですね、ちょっと詳細な説明といったものは確認しておりませんので、その辺ちょっと後で確認のほうをいたしたいと思えます。すいません、以上でございます。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 それとですね、この条例を見て感じるのがですね、説明にもありましたけども、学生たちが103万円の壁を気にしないで働けるようにということで改正されたと。要するに、働く時間をあまり心配しないで働いてほしいという、要するにそういう見方もあるけども、もう一方では、どんどん働きなさいと、遠慮なく働きなさいというような、そういう内容にもとれると。あるいは、そういうふうにも受け止められるわけです、実際にはね。働いても、その分控除しますよということですから、親元のね。ですから、学生からすれば、本来は働くよりも学びたいという、そっちの時間のほうが大事だと思うんですよ。今回の改正では、そういうものを考慮しないでね、むしろ働くこと、そして所得、手取りが増える、それを重視しているというふうに受け止められるんですが、こういう見方に対してはどういうふうに受け止めますか。

○飯田議長 長谷川税務課長。

○長谷川税務課長 菊地議員の再度のご質問でございますけれども、こちらはその就業調整への対応

といったところで説明のほうがされているところでございますけれども、昨今ですね、厳しい人手不足の状況におきまして、いわゆる大学生世代のアルバイトの就業調整、こちら、先ほども申し上げましたけれども、働き控え的なものが毎年10月ぐらいから皆さんその壁を意識してですね、就業調整をされているといったところが人手不足の一つの要因にもなっているといったところが指摘されていると。そのために税制が一因となってそうになっているといったところを指摘されるといった観点から、そういった背景を踏まえてですね、今回の税制の改正の方向性になったというふうに説明をされているところでございますので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。以上です。

○飯田議長 12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 次、加熱式のたばこ税について伺います。

これ、今の住民税とたばこ税、質問は3回ということですが、合わせて3回で

○飯田議長 合わせてです。

○12番 菊地昇悦議員 合わせて3回。

○飯田議長 一つのやつに対して。40号に対して3回ということになります。

○12番 菊地昇悦議員 わかりました。

この加熱式のたばこ税の創設というのは、この説明にはありませんけれども、どうしてこれが作られたのかというと、防衛予算を増やすと、その財源にするということで、このたばこ税が増やされたんですね。そういうなかで、国のたばこ税はそのまま防衛予算ということに、財源になるわけけれども、地方税はね、そういう方向には使わないというふうになっております。

それで、大洗町としては、今度の見直しによって税収、たばこ税がどれぐらい増えるのか、まず伺います。——あ、もう聞けないんだよね。

○飯田議長 長谷川税務課長。

○長谷川税務課長 それでは、菊地議員のご質問にお答えいたします。

たばこ税に係るご質問でございまして、たばこ税につきましてはですね、喫煙者が年々減少しているといったところもございまして、例年ですと若干右肩下がりといえますか、微減といったところで課税のほうはあがってきているところもございまして、今回の税制改正につきましては、具体的にちょっと税収がどれぐらいになるかっていうのは、現在ではなかなか試算が難しいところでございますけれども、課税額が上がるということです、その分は増える可能性はあるかなと思っております。例年の傾向ですと、たばこ税が上がった年は少し上がるような傾向も、これまではあったようございまして、その辺はですね、今後の推移をよく注視していきたいなというふうに思っております。以上です。

○飯田議長 ほか。11番 坂本議員。

○11番 坂本純治議員 続きまして、あと2点ほどちょっとお尋ねをします。

条文のなかのですね、いわゆるバイクに係る税金なんですけれども、125cc以下、なおかつ4kWという、いわゆる電動的なものの

○飯田議長 坂本議員、これ40号に対して3回ですから

○11番 坂本純治議員 40号全部に関してか。

○飯田議長 そうです。

○11番 坂本純治議員 じゃあ終わります。

○飯田議長 よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第40号 大洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第40号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第41号 大洗町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第41号 大洗町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第41号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第42号 大洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて質疑を行います。12番 菊地議員。

○12番 菊地昇悦議員 今、40号では国民の負担軽減、この物価高騰に対しての負担軽減を目的として変えたわけですが、この国保税については、その軽減どころかちょっと増えちゃうということで、逆なんですよ。それでですね、この医療費、保険料高くなっても納めることになりますけども、今、マイナ保険証のことが進みますけども、マイナ保険証の切り替えの時期もありますし、今、マイナ保険証を持っている方に対しても資格確認書、これをどういうふうに交付するかということで全国の自治体で取り組まれているんですが、マイナ保険証を持っている方に対しても資格確認書、全ての国保加入者にその資格確認書を交付するというようなことが昨日テレビのニュース見て報道されました。大洗町の場合はどういうふうにされるのか伺います。

○飯田議長 条例のあれとはまたちょっと違いますよね。質問変えてください。

○12番 菊地昇悦議員 保険料を払って医療が受けられるかどうかということですよ。ですから関連あると思うんですよ。国保の運営の一つですから、これは。そのなかの一つの保険料を上げると。その保険料を上げても、ちゃんと医療が受けられるかどうかということとを私、伺ってるんですけど、もし答えられないんならば答えられないといっても構わないかもしれませんが、私

は密接な関係があると思います。

○飯田議長 小沼住民課長。

○小沼住民課長 マイナ保険証の件でございますが、今度のですね8月からですね保険証が発行されなくなるといことで、マイナ保険証を持っている方はマイナカードで使っていただく。そして、マイナカードを持っていない方は資格確認書で病院のほうで使っていただくといことで、どちらも使えますので、今回の条例とは関係ありませんが、両方とも保険のほうは使えるといことになっております。以上でございます。

○飯田議長 5番 櫻井議員。

○5番 櫻井重明議員 私からは、この軽減措置に係る基準の見直しによって5割軽減、2割軽減の方が計算上、増えると思うんです。その増えた分が、今回この改正後で一番多く払う方っていうのが3万ぐらい全体で増えると。それで大洗町は、まず賄える状況にあるんでしょうか。

○飯田議長 小沼住民課長。

○小沼住民課長 限度額のほうの改正でございますが、こちらですね、軽減安定所得の改正による影響でございますが、令和6年度のですね実績から見ますと、19世帯の方が影響しまして、保険税に算定しますと59万円の減となっております。こちらのほうがですね、減税となる額はですね、保険基盤安定制度によりまして繰入金のほうで全額公費のほうで負担されることになっております。以上でございます。

○飯田議長 5番 櫻井議員。

○5番 櫻井重明議員 わかりました。じゃあ取りあえず公費で負担されるといことであれば、町には影響が取りあえず及ばないと。今後も、取りあえずこの1年間だけの時限措置みたいな、そんな感じでのあれなんですかね。

○飯田議長 小沼住民課長。

○小沼住民課長 こちらはですね、恒久的に行うものでございます。

○飯田議長 ほか。

〔「議事進行」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第42号 大洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○飯田議長 異議がありますので、議案第42号 大洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、起立採決により行います。

お諮りいたします。原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○飯田議長 起立多数であります。したがって、議案第42号は、原案のとおり決しました。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 日程第4、議案第43号 坊主山古墳東側急傾斜地崩壊対策工事請負契約の締結について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第43号 坊主山古墳東側急傾斜地崩壊対策工事請負契約の締結について提案理由をご説明いたします。

本案につきましては、大洗町が管理する公有財産の急傾斜地で想定される崩壊に対し、鉄筋挿入工およびのり枠工を用いてのり面の対策工事を施工するものであります。

一般競争入札により、令和7年5月23日に入札会を実施した結果、大貫・雲井特定建設工事共同企業体が1億9,980万円で落札し、これに取引に係る消費税および地方消費税1,998万円を加えた2億1,978万円にて請負契約を締結するものであります。

本案につきましては、大洗町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第43号の契約議案につきまして提案理由をご説明いたしましたが、詳細につきましては、議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○飯田議長 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第43号 坊主山古墳東側急傾斜地崩壊対策工事請負契約の締結について質疑を行います。11番 坂本議員。

○11番 坂本純治議員 参考までにちょっとお尋ねしたいんですが、いわゆる競争入札で3者がJVで参加されました。最終的にですね、もうもともとのその予算といいましょうか、積算に関して、入札の比率というのは何%ぐらいで入札になったかどうか、その一点だけお尋ねして終わりたいと思います。

○飯田議長 清宮総務課長。

○清宮総務課長 議員のご質問にお答えいたします。

設計金額に係ります入札率といたしましては98.66%でございます。過去の一般競争入札の入札比率と比べますと、大体平均値なのかなというふうに推察しております。宜しく申し上げます。

○飯田議長 11番 坂本純治議員。

○11番 坂本純治議員 ありがとうございます。これは一つの意見なんだろうけども、いわゆる入札が適切にされているかどうかというのは、この数値で意外と比較されますけども、ほかの地域いろいろ見てますと、90%ぐらいのところ結構あるんですね。それが当町が高いとか安いとかの問題ではなくですね、何故そういうことになってくるのか、競争入札の本来の分母の問題、例えば3者しか来ませんっていう、JVでもね、あったのか、それとももっと広く門戸を開ければ、広げ

れば、もう少し入札の金額が適正化っていう言い方はおかしいんですが、下がってくるのか、このあたりっていうのは、大洗、結構高止まりなんですね。前回も確かあそこの工事は99%だったと思いますけども。ですから、その辺を含めてですね、やはりもう少し競争入札の在り方というのも、自然競争がもう少し図られるようなね、ものがあってもいいんじゃないかと、いろんな形で考えましたのでお尋ねをして、もし何かあれば町長、答弁いただければと思います。お願いします。

○飯田議長 国井町長。

○国井町長 坂本議員ご指摘のように、競争性をしっかりと担保するということは、これは当然のことでありまして、しっかり私どももそうした視点に立って、制度に従って入札を行っているところであります。

今、ご指摘のようなところも非常にございますけども、一つは私ども、歩切って昔、一般的に言われておりましたが、例えば設計金額が出て、我々単純にそこから5%とか10%とか、当時、県北のある自治体では15%ぐらい切ってそのまま出しますから、実際は設計金額が仮に100とするならば、85で出してますので、それが満額で取ったとしても85、しかし、入札で実際見ますと、予定価格が100ですから、どうしてもその99とか99.5とかって取ったような、こう見えますけども、実際は、実際のそのいわゆる設計金額から見ると、もう15%以上切っているということがあります。今、どの自治体でもそのことはしておりません。県もそうですし、国はもう当然、早いうちから、いわゆる設計金額を予定価格にしているというところがございますし、私どもも、もう基礎自治体においても100%、これは国の指針でもありますし、法制度上、問題があるということで、当然その専門家がしっかりこの積算したものを我々素人がその時の気分次第で10%切ったりとか、15%切ったりというのは、これはあまりにもおかしいだろうということがございましたので、そういうことは今なく、そのまま設計金額を私どもでは、いわゆる予定価格としているところでありますが、ここで一点、私ども水道についても、また、特にコンサルについてもそうですが、できるだけ厳しめの設計をしていただけないかと。小さい自治体ありますし、また、いろんな意味で書類であるとかそういうものを簡略化を図ったりとか、やれるような環境をつくるので、工期を短くするなり何なりということで厳しめの私ども設計金額を、コンサルなんなりをお願いしているところでありまして、これが全てではありませんけども、基本は歩切というような古来のやり方はしておりませんで、むしろその設計する時に、できるだけその厳しめのいろいろな方法論をとってくれということでもありますので、おのずとそこから設計金額が仮に2億だとするならば、うちで積算すると1億9,000万と、そこからのスタートになりますから、どうしてもこの高めの落札率になるということがありますので、これについては、例えば設計を緩やかにしてくれと。これはもう恣意的にするものではありませんけども、やろうと思っただけではありませぬので、私どもはできるだけこの厳しめに少しやっていただいて、むしろそうすることによって皆さんに競っていただく。さらには、工期を短くすることによって、また、いろんな意味で、水道でもございましたけども、部材の調達においても、できるだけいろんな意味で類似品が使えるような環境をつくることで、できるだけ安価に、安かろう悪かろうでは、これは元も子もなくなってしまいますけども、そういう

ものも柔軟に対応できるような環境をつくることによって、できるだけ安価で、安価でというか、できるだけ予算を活用せずに適正に落札していただくというようなことがございましたので、またそういうことも今後も継続していくというか、そういうことも環境によっていろいろやれるようなことをしていきたいなというふうに思っておりますし、ただ、一般的にいわれるように、もう今、低入札ということについては、国もとにかくそういう低入札で落札というのが、非常に低い比率ですから、もう原則低入は失格にすべしだというようなそういう指針も出ておりますし、また、今は昔と違って公共事業がもうかるなんて、建築なんていうと、ともすると赤字になってしまう、これできて初めてわかる話で、今日もテレビでセメントのことが話出ましたけども、例えば長期スパンで、1年でも2年でも、の工期があるものについては、非常に厳しい、ともすれば赤字になってしまう。また、設計と、すなわち工事入札を別にしたりいたしますと、これ、うちはそのような体系とっておりますけども、設計1年ぐらいかけてやっている間に、その間にまたいろんなものが上がってしまって、なかなか落札というか応札がないというようなところもございますので、そうしたことのないように、今後、デザインビルドであるとかそういう方法、入札と、設計と、いわゆる工事と同じような方々でやっていって、最初からそれをおかみ合わせた形で、時代というかその時々々の価格高騰であるとか、そういうものに対応できるような入札形態というものも考えていかなければならない。いわゆる発注形態というのでも考えていかなければならないなというふうに思っておりますので、あらゆる選択肢を議員がご指摘のように、排除することなく、いわゆる住民の皆さん方からお預かりした貴重な税金を財源として様々な展開をするわけですから、しっかりそうした方針に従って進めていきたいというふうに思っておりますので、これからもまたご指導のほどお願いしたいと思います。

○飯田議長 11番 坂本議員。

○11番 坂本純治議員 ありがとうございます。いわゆるそのもともとの設計単価を厳しくしているから、数値としてはその98%ぐらいになっても、それが適切であると。それはそれで了解はさせていただきますというよりは、その数字自体が何が正しいかっていうのは誰もわかることではないので。ただ、私が申し上げたいのは、もっとそのいつも出てくる皆さんたちの、指名入札と同じような名前が競争入札であってもね、大体同じような方が出てきてくれる。それは逆に言うと、出てきてくれるだけいいというふうに思わなきゃなんないところも最近はあるんですけども、それ以上にもですね、やはりその企業の大きさによっていろいろあると思うんです。点数の問題もありますけど。もう少し入りやすくですね、ほかの業者も来てもよろしいんじゃないかというぐらいの、やはり門戸を広げていくのも一つの手かな。

これはちょっと長くなりますけども、昔、祝町の町営住宅を造る時に一度ドボン形式をやったと思うんですよ、大洗町でも。その時に取った業者がいます。最終的にそこがどうなったかという、ちょっとやっぱ壁が薄かったりとか、最初の設計とはちょっと違うところが何か出てきたような話をその後聞いたことがありました。だから、何が正しいかっていうのは、やはり、まずは大前提は適正な価格で適正にきちっと物を作るというのが一番だろうと思っておりますし、経年劣化は必ずあつ

て、土木の話になりますが、前回の八潮のような問題も出たりしますけども、これからいろんなところで出る可能性が多分高くなります。ということは、維持管理費もこれからどんどん上がっていく。そうなった時に、どの金額が適正かっていうのも、もう数字でわかるような形をね、是非取っていただきたい、これ要望になりますが、終わります。

○飯田議長 10番 勝村議員。

○10番 勝村勝一議員 のり面の工事ということでちょっとお尋ねしますが、入札価格がどうというわけじゃありませんが、あの下の継続費2億5,533万8,000円と、これは工事は何年にかけて行うんですか。令和7年、令和8年で行うんですか。その概要をちょっとお尋ねしたいんですが、2年にかけてやると、もしかすると鋼材とか何かも上がる可能性があります、そういうあれも含みがあるのあれなのか、ちょっと下のを説明願いたいんですが、すいません、宜しくお願いします。

○飯田議長 清宮総務課長。

○清宮総務課長 議員のご質問にお答えいたします。

財政の制度上ですね、2カ年にわたる契約をするには二通りございまして、債務負担行為を設定して契約する方法と、継続費を設定して2カ年以上のですね会計年度をまたぐ契約ができる場合とございまして、今回の継続費につきましては、当初予算書のほうの7ページのほうに第2表継続費というように当初予算書のほうでご提案させていただいて議決を賜っているところでございます。それで、2億5,500万のですね予算につきまして、令和7年度・8年度で分けておりますが、概算で令和7年度につきましては前払金の金額をですね令和7年度のほうに、これは年次割としてですね、継続費という年次割として前払金のほうの金額を7年度のほうの年次割に乘せました残りを8年度のほうにもっていくというような形になります。もしですね、議員ご心配いただいているように物価高騰ですとか、急傾斜地ですのでアクシデント、もしくは岩盤等が堅いところが出てきちゃったりするようなですねイレギュラーなものが出た時には、これはですね、例えば3年かかりますよといった場合には、この継続費の第2表を補正して、今2階建てのものを3階建てというような形で継続費の組み直しをするというような形になっていくのかなと。2年で終わって、工期が延びるのであれば、これは議会の議決を経た契約でございますので、改めまして工期変更契約という形でご提案させていただくのも、それにはないことはこしたことはないと思うんですけども、いかんせん天気とかそういうものに割りと左右される工事なのかなというところもございまして、社会通年上ですね、適正だと認められる変更契約があるとすれば、それは適時にですね議会のほうにご提案させていただきたいと思いますので宜しくお願いいたします。

○飯田議長 10番 勝村議員。

○10番 勝村勝一議員 清宮課長、ありがとうございます。よくわかりましたので。早急にやっていただかなきゃならないかなと思ってます。坊主山のほうにも住宅地ありますし、下ののり面のほうにも住まいがありますので、早急な工事をお願いしたいなと思ってますし、なかなか住居ありますので難しいかなと思いますけども、宜しくお願いいたします。理解しましたので、終わります。

○飯田議長 ほか、よろしいですか。

〔「議事進行」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第43号 坊主山古墳東側急傾斜地崩壊対策工事請負契約の締結について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第43号は、原案のとおり決しました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 続きまして、議案第44号 大洗町民会館舞台吊物機構設備改修工事請負契約の締結について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第44号 大洗町民会館舞台吊物機構設備改修工事請負契約の締結について提案理由をご説明いたします。

本案につきましては、大洗町民会館舞台吊物機構設備改修工事の請負契約を締結するものでございます。

契約の方法につきましては、一般競争入札により令和7年4月24日に入札会を執行した結果、三精工事サービス株式会社が1億640万円で落札し、これに取引に係る消費税および地方消費税1,064万円を加えた1億1,704万円にて請負契約を締結するものであります。

本案につきましては、大洗町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第44号の契約議案につきまして提案理由をご説明いたしましたが、詳細につきましては、議案書をご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○飯田議長 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第44号 大洗町民会館舞台吊物機構設備改修工事請負契約の締結について質疑を行います。11番 坂本議員。

○11番 坂本純治議員 これは質問ではないんですけども、多分これは、できてから3回目ぐらいになる、2回目かな、緞帳の新しい工事というのは、多分2回目だったと思います。以前が20年ぐらい前だったと思いますが、その前の一番最初のオープンの時には寄附をいただいた緞帳であったというふうに記憶しております。当時の私の記憶では、寄附をいただいた時の緞帳だけでも2,000万ぐらいするんだっていうのは聞いたことある、私の記憶違いかもしれませんが。ここ今回この三つにわたって工事の内容が一式になってますけども、参考までにお聞きするんですけ

ども、緞帳としての金額というのはどのぐらいするのでしょうか。参考までにお尋ねをしたいと思います。

さらにですね、今回、特殊なものなんで、競争入札にしても1者しかなかったと。1者だけで入札をするというのも、いわゆる随意契約とほとんど変わりませんけども、最終的にどこまで皆さんたちが金額を、いわゆる仕様書というのをどういうふうにしていったのか、その流れだけで結構ですから確認と併せてお願いをしたいと思います。

○飯田議長 磯崎生涯学習課長。

○磯崎生涯学習課長 坂本議員のご質問にお答えいたします。

まず、工事の概要として、参考資料として議案書の後ろに書かせていただいておりますけども、主に舞台装置の改修ということで、幕関係修繕ということも述べておりますけども、今回は緞帳は交換はせずに、クリーニングということになります。

ほかに修繕というところで、ほかに幕がありまして、その幕の取り付け部分をちょっと改修することになりますので、ほぼほぼですね吊物装置、いわゆるそのバトンという幕とかライトを吊るす部分ですね、こういったものの更新、交換ですね。それとワイヤーとかロープ等の交換、あるいは巻き上げ機、モーターのですね交換という形になります。

もう一つ、今回、仕様書のことについてご質問いただきましたけども、確かにその吊物機構ということで非常に特殊な工事になります。我々設計するにあたってはですね、業者のほうから参考見積りのほうをいただいて、そのなかで見積りのなかをですね詳細に検証しまして設計のほうをさせていただいたところでございまして、なかなか特殊な工事ということで、今回の発注にあたってもですね、まず一点が公共工事で1億円以上の舞台吊物機構の設備に関する工事の施工実績を有するものというところで条件を付けさせていただきました。またもう一点がですね、建設機械工事等のいわゆる経営事項審査の総合評点、こちら900点以上というような条件を付けさせていただきました。ちょっと金額的に1億円を超えるというところなので、こちらの点数もですね、建築工事であれば800点以上というふうなところがあるかもしれないんですけども、今回900点以上という形で設定をさせていただいたので、舞台吊物機構の業者としては条件としてはちょっと厳しめに設定をさせていただいたところでございます。以上です。

○飯田議長 ほか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第44号 大洗町民会館舞台吊物機構設備改修工事請負契約の締結について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第44号は、原案のとおり決しました。

◎報告第2号ないし報告第4号の上程、報告

○飯田議長 日程第5、報告第2号 令和6年度大洗町水道事業会計予算繰越計算書について、報告第3号 令和6年度大洗町下水道事業会計予算繰越計算書について、報告第4号 令和6年度大洗町下水道事業会計予算事故繰越し繰越計算書について、報告を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 報告第2号から報告第4号までの水道事業会計および下水道事業会計の令和6年度繰越計算書3件について、一括して提案理由をご説明申し上げます。

初めに報告第2号をご覧ください。

報告第2号 令和6年度大洗町水道事業会計予算繰越計算書についてご説明申し上げます。

2ページをご覧ください。

資本的支出、建設改良費の工事実施設計業務委託料につきましては、3月議会において追加計上いたしました補助事業において、委託完了が今年度となるため、2,286万9,000円を繰り越したところでございます。繰り越しに伴う財源につきましては、国庫補助金750万円、企業債750万円、損益勘定留保資金等786万9,000円でございます。

配水管布設切替工事につきましては、布設替工事につきましても3月議会において追加計上しました補助事業において工事完了が今年度となるため、14億1,022万8,000円を繰り越したところでございます。繰り越しに伴う財源につきましては、国庫補助金3億8,560万円、企業債5億6,480万円、損益勘定留保資金等4億5,982万8,000円でございます。

続きまして、報告第3号をご覧ください。

報告第3号 令和6年度大洗町下水道事業会計予算繰越計算書についてご説明申し上げます。

2ページをご覧ください。

資本的支出、建設改良費の流域下水道建設負担金につきましては、県事業の工事が繰り越しになることに伴い、564万8,000円を繰り越したところでございます。繰り越しに伴う財源につきましては、企業債540万円、損益勘定留保資金等24万8,000円でございます。

続きまして、報告第4号をご覧ください。

報告第4号 令和6年度大洗町下水道事業会計予算事故繰越し繰越計算書についてご説明申し上げます。

2ページをご覧ください。

資本的支出、建設改良費の流域下水道建設負担金につきましては、県事業の工事が事故繰り越しになることに伴い、449万8,000円を繰り越したところでございます。繰り越しに伴う財源につきましては、企業債440万円、損益勘定留保資金等9万8,000円でございます。

以上、3件の水道事業会計および下水道事業会計の令和6年度繰越計算書について、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき報告するものであります。

○飯田議長 以上、町長からの報告のとおりでありますので、ご了承願います。

◎報告第5号の上程、報告

○飯田議長 続きまして、報告第5号 令和6年度大洗町土地開発公社の決算報告について報告を求めます。関副町長。

〔関 清一副町長 登壇〕

○関副町長 報告第5号 令和6年度大洗町土地開発公社の決算報告につきましてご説明を申し上げます。

3ページにお移りいただき、令和6年度の事業報告をご覧ください。

1. 事業の概要ですが、令和6年度は新たな土地の取得および処分はなく、公社所有地の維持管理を行ったところでございます。

次に2. 庶務事項でございますが、役員7名、職員2名、いずれも町職員の兼務により運営をしております。

続きまして、4ページにお移りいただき、令和6年度決算報告書をご覧ください。

収入支出とも、区分、決算額により、主な項目をご説明申し上げます。

収入のうち、第2款第1項の受取利息1万8,101円は、預金利息でございます。

第4款繰越金は前年度から3,305万3,923円を繰り越したところでございます。

以上、収入の決算額の合計は3,307万2,024円でございます。

続きまして、下段の支出についてご説明申し上げます。

支出は、第2款の販売費及び一般管理費8万143円のみであり、これは公社が所有している土地の維持管理費用のほか、法人税等の事務経費でございます。

支出の決算額の合計は8万143円であることから、収支差額3,299万1,881円は翌年度への繰越金とするものでございます。

以上の決算から、5ページには損益計算書を、6ページには貸借対照表を、7ページにはキャッシュフロー計算書を作成しております。後ほどお目通しを願います。

続きまして、8ページにお移りいただき、財産目録について説明申し上げます。

まず、資産の部でございますが、1の流動資産につきましては5,431万9,434円となっております。内訳といたしましては、現金預金といたしまして3,299万1,881円、公有用地として土地486.31㎡、2,132万7,553円でございます。2の固定資産につきましては、長期定期預金といたしまして、町からの出資金500万円のみでございます。これらを合計いたしまして資産合計は5,931万9,434円となっております。負債はございませんので、正味財産といたしましては資産合計と同額でございます。

9ページ以降の監査意見並びに参考資料につきましては、後ほどお目通しのほどお願い申し上げます。

以上、令和6年度大洗町土地開発公社の決算について、地方自治法第243条の3第2項の規定によ

り報告するものでございます。宜しくお願い申し上げます。

○飯田議長 以上、副町長からの報告のとおりでありますのでご了承願います。

◎閉会の宣告

○飯田議長 今期臨時会に付議されました案件は全て議了いたしました。

議員並びに執行部のご協力に対し厚く御礼申し上げます。

以上をもちまして、令和7年第1回大洗町議会臨時会を閉会といたします。

各位大変ご苦勞様でした。

閉会 午前10時29分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 飯 田 英 樹

署 名 議 員 関 根 健 輔

署 名 議 員 小 野 瀬 と き 子